

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第27号

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員給与条例施行規則（昭和26年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長事務部局の部本庁の款中「こども家庭相談センター」を「こども家庭センター」に改め、同部その他の機関の款中

「		課長補佐	6種	を
		室長	7種	
	鳥取東保健センター	所長	6種（市長が承認したものにあっては4種）	
」				
「		課長補佐	6種	に
		鳥取東保健センターの所長	6種（市長が承認したものにあっては4種）	
		室長	7種	
」				

改め、同表教育委員会の部教育機関等の款中中央公民館の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。